



大平企第 69 号
平成19年 5月 8日

国土交通省道路局長殿

栃木県大平町長 鈴木 俊 美



中期的な計画の作成にあたっての意見

標記のことについて、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策について

(1) 北関東自動車道の日も早い全線開通を要望します。

この高速道路の開通によって、海のない本県にとっては、東の水戸・常陸那珂港、西の新潟港等との港湾へのアクセスが確保され、国際物流基幹ネットワークが形成されます。

更に、国道50号線の慢性的な渋滞緩和にもつながります。

(2) 高齢者、障害者あるいは自転車による通勤通学者等が安心して安全な移動ができるよう、バリアフリー化を図るための歩道の段差の解消が急務です。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

(1) 街路樹の手入れや清掃など、道路の管理に沿道住民やNPO等の団体が積極的に参画できる仕組みや補助策を検討すべきです。

(2) 一般道も農道も、「道路」であることに変わりはありませんし、市町村においてはいずれも重要な「生活道路」です。

そこで「道路」については、いずれも国土交通省が所管すべきではないでしょうか。本町では、町道も農道も「道路建設課」が担当しています。

3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

- (1) 地方の市町村においては、生活道路の改良は、常に住民要望のトップです。道路特定財源は、市町村が生活道路の改良を進めていく上で極めて重要な財源です。

本町では、毎年各自治会から道路改良の要望が提出されます。しかし、財政状況の悪化等により、どうしても生活や福祉部門への予算配分が先であり、道路改良や建設に配分できる予算は年々減っているのが実情です。

そのため、自治会から13年前に提出された要望にも、まだ応えられない道路も存在します。どうか道路特定財源の見直しにあたっては、地方のこのような実情を踏まえて「現場切り捨て」にならないような施策を講じていただくことを要望します。

- (2) 本町は現在、快適な生活環境の構築と活力ある市街地の形成をめざして、

- ①町内の防犯灯や通学路の防犯灯、夜間照明施設の設置を進めるライトアップ事業
- ②約12ヘクタールの既存市街地と約30ヘクタールの市街化調整区域を新しい都市空間に整備するための土地区画整理事業
- ③町のほぼ中央部に位置する運動公園を整備し、合わせて中心部に残る貴重な緑を保全しつつ、快適な生活空間を整備するための中心市街地活性化事業を進めています。

このうち、土地区画整理事業と中心市街地活性化事業の一部には、このたびまちづくり交付金の適用を受けることができました。これらの事業には、いずれも道路が深く関わっています。

- (3) 本町はこの度、国土交通省の公募事業である「平成19年度まちづくりナビプロジェクト」に「ぐるり・おおひらモバイルまちナビ事業—マップコードによる観光案内—事業」として応募したところ、全国31箇所の実施地域の一つとして選ばれました。

この事業は、NTTやカーナビメーカーであるデンソーの協力を得て、独自の携帯端末用のサイトを立ち上げます。一方、各観光スポットは「マップコード」と呼ばれる6から9桁の数字で表示され、利用者は携帯端

末やカーナビでこのサイトにアクセスし、目的地の数字を入力すると案内ルートが表示されます。

本町は、首都圏から約70キロメートルと近く、東北自動車道佐野藤岡インターからも約15分の距離にあります。町内には、太平山南山麓に約100ヶ所の観光ブドウ園が広がっており、桜の名所である太平山もハイキングのメッカで、年間約40万人の観光客やハイキング客が訪れます。

そこで、この「まちナビ」事業を通して、観光客に最新の観光情報を提供するほか、車や電車、徒歩での来町に、簡単なアクセスでルート検索が可能になるようにしようとするものです。

このような事業によってモビリティの向上が図られ、本町への観光客誘致にプラスとなることは確実です。

これからもこのようなモビリティ向上につながる政策に取り組んでいただくことを要望します。

4. 結びに

道路政策は、単に道路を造ったり、改良したりするだけではなく、すべての都市政策の基盤となる政策、施策です。

このことにご配慮いただき、道路政策を通して地方のまちづくりを応援していただきますよう要望します。

以上